

所沢市ゆかりのアスリートに関する取扱要綱

(設置)

第1条 所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条の趣旨にのっとり、所沢市ゆかりのアスリート（以下「ゆかりのアスリート」という。）を設置する。

(目的)

第2条 この要綱は、所沢市の出身及び在住（活動の拠点が市内を含む。）するもののうち、スポーツの競技会において優秀な成績を収めたもの又はスポーツの発展に寄与したものをゆかりのアスリートに認定し、市民にスポーツの楽しさや喜びを伝えてもらい関心を高めることで、市のスポーツ振興を図ることを目的とする。

(認定基準)

第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものをゆかりのアスリートに認定するものとする。

- (1) 申請日の前2年以内にスポーツの国際大会又は国際試合に、当該スポーツの団体（原則として公益社団法人日本スポーツ協会に所属する団体という。）より日本代表として認定されて参加したもので、現在も当該スポーツの分野において活動を継続しているもの
- (2) 埼玉県認定制度により認定されているスポーツ選手のうち市にゆかりがあると認められるもの
- (3) その他教育委員会が必要と認めたもの

(認定の申請)

第4条 ゆかりのアスリートの認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、所沢市ゆかりのアスリート認定申請書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。ただし、申請者が未成年の場合は、当該申請者の保護者が申請するものとする。

(認定の決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、認定の可否を決定する。
2 教育委員会は、前項の規定により認定の可否を決定する場合において、所沢市スポーツ協会及び関係団体に意見を聴くことができる。

(活動報告等)

第6条 ゆかりのアスリートは、第3条第1項に準ずる活動を行ったときは、教育委員会へ報告するものとする。

- 2 前項の報告に当たっては、市のホームページ等で使用可能な写真を提出するものとする。
- 3 教育委員会は、報告を受けた活動について市のホームページ等への掲載その他の方法により市民へ広く周知するものとする。
- 4 第3条第1項第1号の規定に該当するゆかりのアスリートに対しては、横断幕、懸垂幕及びスタンドバナー等の啓発物を作成し市民へ広く周知するものとする。

5 ゆかりのアスリートは、市が主催し、又は共催する事業に対して、可能な限り協力するものとする。

(認定の辞退)

第7条 ゆかりのアスリートは、その認定を辞退しようとするときは、所沢市ゆかりのアスリート辞退届（様式第2号）を提出するものとする。

(認定の取り消し)

第8条 教育委員会は、ゆかりのアスリートにふさわしくない行為があったときは、その認定を取り消すものとする。

(庶務)

第9条 ゆかりのアスリートに関する庶務は、教育総務部スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(宛先)
所沢市教育委員会

所沢市ゆかりのアスリート認定申請書

申請者 住 所
氏 名
電 話

所沢市ゆかりのアスリートに関する取扱要綱第3条第 号に該当し、ゆかりのアスリートの認定を受けたいので、申請します。

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名又は 団体名			
住 所		職 業	
連 絡 先		申請者と 本人の関係	
勤 務 先 住所又は学校			
所属団体名			
該当大会名		期日	年 月 日
同上大会内容	種 目	記 録	順位
その他の成績			

※ 上記申請にあたりアスリート本人の同意を 得ている ・ 得ていない
(どちらかに○をしてください)

※ 大会詳細資料、当該大会要項、大会入賞記録(賞状等の写し)、メンバー表(団体の場合)を添付してください。また、所沢市出身者の場合は、出身とわかる資料も添付してください。

様式第2号

年 月 日

(宛先)

所沢市教育委員会

所沢市ゆかりのアスリート辞退届

下記のとおり、所沢市ゆかりのアスリートとしての活動を辞退致します。

記

アスリート名： _____

辞 退 理 由： _____

【記載者】

氏 名：

連絡先：